

厚生労働省 三重労働局発表
平成 30 年 12 月 25 日(火)
午前9時 解禁

職業安定部職業対策課

課長 和田理
課長補佐 村上裕行
地方障害者雇用担当官 寺尾里佳
☎059-226-2306

三重県の機関、市町の機関、三重県等の教育委員会及び地方独立行政法人等における平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の結果について

三重労働局では、このほど、公的機関等における平成 30 年の「障害者任免状況通報書」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

三重県の機関、市町の機関、三重県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。

この通報に基づいて集計された、平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況について公表します。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

**【集計結果の主なポイント】[平成 30 年 6 月 1 日現在] () 内は前年数値
法定雇用率 2.5%、県教育委員会は 2.4%**

- ・ 県の機関：雇用障害者数 151.0 人 (151.5 人)、実雇用率 2.73% (2.73%)
県の 3 機関 (知事部局、病院事業庁、企業庁) は、いずれも法定雇用率を達成した。
- ・ 三重県警察：雇用障害者数 4.5 人 (3.5 人) 実雇用率 0.91% (0.71%)
不足数 7.5 人 (7.5 人) で法定雇用率未達成であった。
- ・ 三重県教育委員会：雇用障害者数 232.0 人 (214.5 人) 実雇用率 2.15% (1.98%)
不足数 26.0 人 (23.5 人) で法定雇用率未達成であった。
- ・ 市町等の機関：雇用障害者数 428.5 人 (402.0 人)、実雇用率 2.44% (2.37%)
市町等の 47 対象機関全体で、雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る。
12 機関が法定雇用率未達成 (うち 3 機関は現在不足解消)。

三重労働局・ハローワークの取組み

民間企業に率先垂範して、障害者雇用を進める立場にあることから、未達成の解消、雇用率向上に向けての支援を実施していきます。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）〔P3 第1表〕

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）に在職している障害者の数は 151.0 人で、前年より 0.5 人減少したが、実雇用率は 2.73% と、前年と同率であった。3 機関の全てで達成。

(2) 三重県警察（法定雇用率 2.5%）〔P3 第1表〕

三重県警察に在籍している障害者数は 4.5 人で、前年より 1.0 人増加し、実雇用率 0.91%（前年比 0.20 ポイント増）であり、法定雇用率は未達成で、7.5 人不足であった。（前年も 7.5 人不足）

(3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.4%）〔P3 第1表〕

三重県教育委員会に在籍している障害者数は 232.0 人で、前年より 17.5 人増加したが、実雇用率 2.15%（前年比 0.17 ポイント増）であり、法定雇用率は未達成で、26.0 人不足であった（前年は 23.5 人不足）。

(4) 市町等の機関（法定雇用率 2.5%）〔P4～5 第2表〕

県内の市町等の 47 機関（市町 29、市町教育委員会 10、公営企業 5、地方公共団体の組合 3）に在職している障害者数は 428.5 人で、前年より 26.5 人増加し、実雇用率 2.44% と前年に比べ 0.07 ポイント上回った。47 機関のうち 12 機関が未達成（前年は 42 機関中 6 機関が未達成）。

【未達成の機関】

松阪市、伊勢市（現在達成）、熊野市、菰野町、玉城町、大紀町、紀宝町、市立四日市病院、紀南病院組合、いなべ市教育委員会、多気町教育委員会（現在達成）、大台町教育委員会（現在達成）

2 地方独立行政法人等における雇用状況 〔P5 第3表〕

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 87.0 人で、前年より 14.0 人増加し、実雇用率は 2.57% と、前年に比べ 0.38 ポイント上回った。

3 今後の取組み

三重労働局とハローワークは、公的機関は民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場にあることから、雇用率の達成に向けた取組みを着実なものとするために、障害者雇用に関する理解促進に向けたセミナーや講習会、職場見学会の開催やハローワークにおける職業紹介等必要な支援を行っていきます。

(第1表)

三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.5%）

(平成30年6月1日現在)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県	5,218.5	139.0	2.66	0.0	注4.特例認定あり
三重県病院事業庁	176.5	7.0	3.97	0.0	
三重県企業庁	138.0	5.0	3.62	0.0	
計	5,533.0	151.0	2.73	0.0	

三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.5%）

(平成30年6月1日現在)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県警察	495.5	4.5	0.91	7.5	

三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.4%）

(平成30年6月1日現在)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県教育委員会	10,772.0	232.0	2.15	26.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、当該B機関に勤務する職員をA機関に勤務する職員とみなすものである。

三重県は、平成28年5月26日付けで三重県議会事務局と特例認定を受けている。

(第2表)

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.5%)

(平成30年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市	943.0	24.0	2.55	0.0	注4.特例認定あり
いなべ市	416.0	11.0	2.64	0.0	
四日市市	1,825.5	46.5	2.55	0.0	注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,727.0	43.5	2.52	0.0	注4.特例認定あり
亀山市	321.5	8.0	2.49	0.0	
伊賀市	892.5	22.5	2.52	0.0	
名張市	524.5	16.0	3.05	0.0	
津市	2,219.0	58.0	2.61	0.0	注4.特例認定あり
松阪市	1,672.0	36.5	2.18	4.5	注4.特例認定あり
伊勢市	767.0	18.0	2.35	1.0	現在不足解消
鳥羽市	243.0	6.0	2.47	0.0	
志摩市	576.0	15.0	2.60	0.0	注4.特例認定あり
尾鷲市	311.0	8.0	2.57	0.0	
熊野市	349.5	6.0	1.72	2.0	
計	12,787.5	319.0	2.49	7.5	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
木曽岬町	75.0	1.0	1.33	0.0	
東員町	182.0	6.0	3.30	0.0	
菰野町	250.0	4.0	1.60	2.0	H.31.4.1不足解消予定
朝日町	116.5	3.0	2.58	0.0	
川越町	108.5	2.0	1.84	0.0	
明和町	144.5	4.0	2.77	0.0	
多気町	154.0	6.0	3.90	0.0	
玉城町	257.0	3.0	1.17	3.0	
度会町	121.0	3.0	2.48	0.0	
南伊勢町	284.0	8.0	2.82	0.0	
大紀町	137.0	2.0	1.46	1.0	
大台町	173.0	6.0	3.47	0.0	
紀北町	336.0	13.0	3.87	0.0	
御浜町	124.0	3.0	2.42	0.0	
紀宝町	101.0	1.0	0.99	1.0	
計	2,563.5	65.0	2.54	7.0	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
四日市市上下水道局	196.5	5.5	2.80	0.0	
伊賀市水道部	53.0	1.0	1.89	0.0	
市立伊勢総合病院	258.0	7.0	2.71	0.0	
市立四日市病院	385.0	8.0	2.08	1.0	H.31.1.1不足解消予定
四日市港管理組合	107.0	3.0	2.80	0.0	
亀山市立医療センター	46.5	1.0	2.15	0.0	
紀南病院組合	306.5	4.0	1.31	3.0	
紀北広域連合	56.5	1.0	1.77	0.0	
計	1,409.0	30.5	2.16	4.0	

市町等計	16,760.0	414.5	2.47	18.5
------	----------	-------	------	------

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
いなべ市教育委員会	132.0	2.0	1.52	1.0	
亀山市教育委員会	52.0	1.0	1.92	0.0	
伊賀市教育委員会	106.0	2.0	1.89	0.0	
名張市教育委員会	74.5	2.0	2.68	0.0	
伊勢市教育委員会	106.5	2.0	1.88	0.0	
尾鷲市教育委員会	85.5	3.0	3.51	0.0	
東員町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
朝日町教育委員会	54.5	1.0	1.83	0.0	
多気町教育委員会	50.5	0.0	0.00	1.0	現在不足解消
大台町教育委員会	56.0	0.0	0.00	1.0	現在不足解消
計	780.5	14.0	1.79	3.0	
総 計	17,540.5	428.5	2.44	21.5	

(第3表)

地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市総合医療センター	584.5	12.0	2.05	2.0	現在不足解消
三重県立看護大学	51.0	1.0	1.96	0.0	
三重県立総合医療センター	537.5	12.0	2.23	1.0	現在不足解消
三重県土地開発公社	44.0	1.0	2.27	0.0	
国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重大学	2,167.0	61.0	2.81	0.0	
計	3,384.0	87.0	2.57	3.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。

①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。

②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。

③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。

④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。

⑤松阪市は、平成24年4月13日付けで松阪市教育委員会及び松阪市水道部と特例認定を受けている。

⑥鈴鹿市は、平成26年5月12日付けで鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市水道局と特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 | <p>一般の民間企業 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</p> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
- ② 平成27年6月2日以降に採用された者であること
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）	8
(2) 市町の機関（法定雇用率 2.5%）	9
(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率 2.4%）	10

三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + [(D-G) × 0.5] + G	F. うち新規雇用分				
県の機関	機関 3 (3)	人 5,533.0 (5,548.5)	人 51 (54)	人 0 (0)	人 48 (43)	人 2 (1)	人 0 (-)	人 151.0 (151.5)	人 2.0 (3.0)	% 2.73 (2.73)	機関 3 (3)	% 100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者である短時間勤務職員	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	g. 精神短時間のうち [注 7] に該当する者	e. 計 c + (d-g) × 0.5 + g	f. うち新規雇用分				
県の機関	人 151.0 (151.5)	人 51 (54)	人 0 (0)	人 41 (36)	人 1 (0)	人 143.5 (144.0)	人 2.0 (3.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (0)	人 1 (4)	人 4.5 (1)	人 0.0 (4.5)	人 3 (0.0)	人 0.0 (3)	人 0.0 (0.0)	人 3.0 (0.0)	人 0.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)			

〔(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びにG欄(注4参照)に該当しない精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 G欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注5 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

〔(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注4 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注6 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④g欄(注7参照)に該当しない精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注7 g欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	(1) 機関数	(2) 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	(3) 障害者の数						(4) 実雇用率 $E \div (2) \times 100$	(5) 法定雇用 率達成機 関の数	(6) 法定雇用 率達成機 関の割合	
			A.重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B.重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	C.重度以 外の身体 障害者、知 的障害者 である短 時間勤務 職員	D.重度以 外の身体 障害者及び 知的障害 者並びに 精神障害 者である短 時間勤務 職員	G.精神短 時間のうち [注4]に該 当する者	E. 計 $A \times 2 + B + C + (D-G) \times 0.5 + G$				
市町の機関	機関 47	人 17,540.5	人 119	人 3	人 181	人 11	人 2.0	人 428.5	人 22.5	% 2.44	機関 35	% 74.5
	(42)	(16,993.5)	(114)	(4)	(161)	(18)	(-)	(402.0)	(28.5)	(2.37)	(36)	(85.7)

注 (1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	(1) 障害者の数	(2)身体障害者の数						(3)知的障害者の数						(4)精神障害者の数				
		a.重度身 体障害者 である短 時間勤務 職員	b. 重度 身体障害 者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規 雇用分	a.重度知 的障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d.精神障害 者である短 時間勤務職 員	g.精神短時 間のうち [注7]に該 当する者	e. 計 $c + (d-g) \times 0.5 + g$	f.うち新規 雇用分
市町の機関	人 428.5	人 118	人 3	人 134	人 6	人 376.0	人 16.0	人 1	人 0	人 15	人 1	人 17.5	人 1.0	人 32	人 4	人 2.0	人 35.0	人 5.5
	(402.0)	(114)	(3)	(132)	(12)	(369.0)	(26.0)	(0)	(1)	(13)	(2)	(15.0)	(1.0)	(16)	(4)	(-)	(18.0)	(1.5)

注 (1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数						③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$	
		A. 重度身体 障害者及び重 度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + (D-G) \times 0.5 + G$	F. うち新規雇 用分		
県教育委員会	人 10,772.0 (10,828.0)	人 64 (62)	人 5 (2)	人 94 (84)	人 10 (9)	人 0.0 (-)	人 232.0 (214.5)	人 29.5 (11.5)	% 2.15 (1.98)

注 (1)①の表と同じ